

定例統計作成実施要領

昭和63年6月21日

理事会決議

平成2年3月28日 一部改正
平成3年6月24日 一部改正
平成8年2月28日 一部改正
平成9年2月26日 一部改正
平成9年10月22日 一部改正
平成12年10月24日 一部改正
平成14年4月24日 一部改正
平成15年1月22日 一部改正

平成16年1月28日 一部改正
平成17年2月23日 一部改正
平成18年3月22日 一部改正
平成18年4月26日 一部改正
平成19年3月28日 一部改正
平成19年12月19日 一部改正
平成20年3月19日 一部改正
平成21年6月12日 一部改正

平成23年3月23日 一部改正
平成25年6月14日 一部改正
平成26年4月23日 一部改正
平成26年4月23日 一部改正
平成27年12月16日 一部改正
2022年9月28日 一部改正
2024年6月13日 一部改正

統計規程に基づき、定期的に作成する統計の実施要領を次のとおり定める。

1 作成し公表する統計は、次の範囲内で行う。

(1)投資運用業及び投資助言・代理業の事業主体に関する事項

- ① 役職員数
- ② 業務別従事者の数
- ③ 営業所の数
- ④ 上記のほか、業務委員会において必要と認めたもの

(2)投資運用業及び投資助言・代理業の事業活動に関する事項

- ① 顧客の数
- ② 契約の件数
- ③ 契約の対象資産の総額
- ④ 経理の状況
- ⑤ 上記のほか、業務委員会において必要と認めたもの

(3)協会の活動に関する事項

- ① 苦情等の取扱いの件数
- ② 上記のほか、業務委員会において必要と認めたもの

2. 統計作成のための提出資料

上記の統計を作成するため、投資一任契約に係る業務またはファンド運用業務（金融商品取引法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る業務をいう。以下同じ。）を行う会員は、次の資料を事務局に提出するものとする。

統計の種類	提出資料	作成基準日	提出時期
契約資産状況	投資一任：別紙様式第2号② 不動産・ファンド：別紙様式第2号 共通：別紙様式第3号、第4号	毎年3、6、9、 12月末	作成基準日から 1ヵ月以内
人員状況	別紙様式第5号	毎年3月末	作成基準日から 1ヵ月以内
収支状況	別紙様式第6号	事業年度末	作成基準日から 3ヵ月以内

3. 公表する統計の種類、時期

公表する統計の種類及び作成時期は、原則として次のとおりとする。

統計の種類	作成時期
契約資産状況	毎年3、6、9、12月頃
人員状況	毎年6月頃
収支状況	毎年9月頃
苦情・相談の状況	毎年6月及び12月頃